

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省
九州運輸局 鹿児島運輸支局



公益社団法人
鹿児島県トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。

規制の適正化

事業者が遵守すべき
事項の明確化

荷主対策の深度化

標準的な運賃の告示制度の導入

背景

- 原価を回収できる運賃（対価）の收受が必要
- 結果、法令遵守した、持続的な経営が困難

標準的な運賃の
告示制度の導入

（令和2年4月24日告示）
法令を遵守して、持続的に事業を
行う際の参考となる運賃の告示

国土交通省が告示した

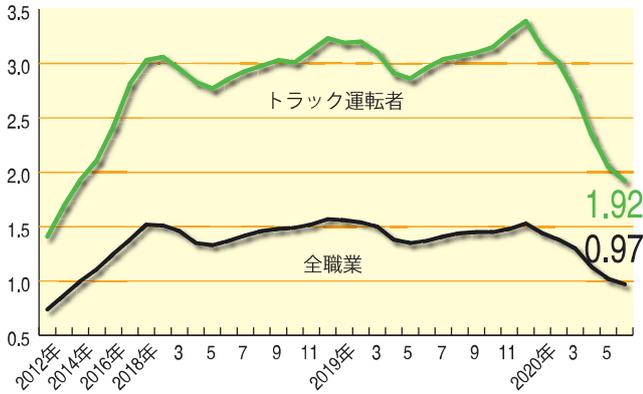
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃		
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車型	バン型の車両で設定			
車種	 小型車 (2t クラス)	 中型車 (4t クラス)	 大型車 (10t クラス)	 トレーラー (20t クラス)
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			

データで見るトラック運転者

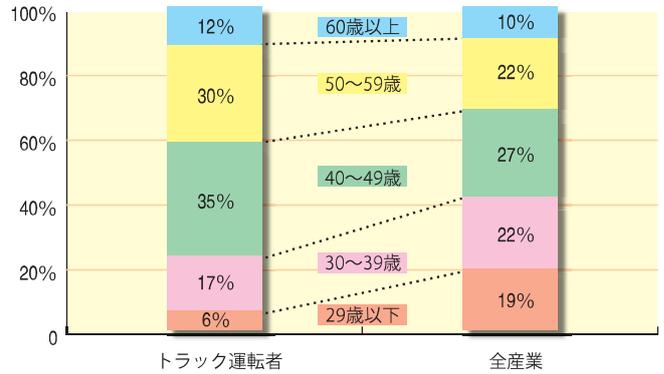
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約2.0倍高い



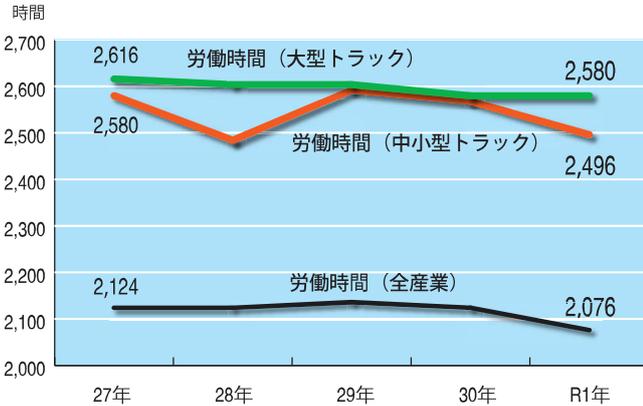
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



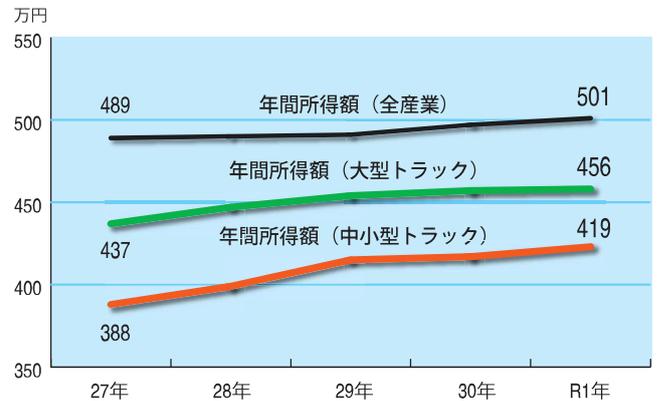
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約2割長い



他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より約1割～2割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附带業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途収受することとされています。

運賃(運送の役務の対価)

+

料金(積込・取卸料、附带業務料)
実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

割増 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増

割引 長期契約、往復割引

その他 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附带業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和2年国土交通省告示第575号（令和2年4月24日）〕

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに 加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500km を超えて 50km を 増すごとに加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140

II 時間制運賃表

九州運輸局

(単位：円)

種別		車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は 100km 小型車以外のもの 130km	30,890	36,980	48,060	60,680
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は 50km 小型車以外のもの 60km	18,530	22,190	28,840	36,410
加算額		基礎走行キロを超える場合は、 10km を増すごとに	280	340	510	710
		基礎作業時間を超える場合は、 1 時間を増すごとに(4 時間制 の場合であって、午前から午後 にわたる場合は、正午から起算 した時間により加算額を計算 する。)	2,840	2,980	3,190	3,770

III 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2割
深夜・早朝割増	午後 10 時から午前 5 時まで運送した距離 ……	2割

IV 待機時間料

時間	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
30 分を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口

「標準的な運賃」に係る内容について随時対応します
お気軽にご相談ください



国土交通省

九州運輸局 鹿児島運輸支局 (谷山港庁舎)

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4番1号

輸送・監査部門 TEL: 099-261-9192 (ガイダンス番号3)

FAX: 099-261-9169



公益社団法人

鹿児島県トラック協会

〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4番15号

TEL: 099-261-1167

FAX: 099-261-1169

適正化事業課 TEL: 099-210-9498

FAX: 099-262-5500

標準的な運賃は、
以下のQRコードから
ご覧いただけます。



トラック 標準的な運賃で、検索して下さい。

トラック 標準的な運賃 検索